

27-6. 災害関連対策資金等利子補給

愛媛県、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫の災害関連融資に対し、利子の一部を市が補給します。

【補助対象者】

- ・ 市内に住所又は事務所を有する中小企業者
- ・ 平成 30 年 7 月豪雨で被害を受けた者
- ・ 市税を完納している者

【補助対象資金】

- ・ 災害関連対策資金（愛媛県）
- ・ 災害復旧貸付
- ・ 平成 30 年 7 月豪雨特別貸付
- ・ 小規模事業者経営改善貸付
- ・ 生活衛生改善資金（日本政策金融公庫）
- ・ 災害復旧資金（商工組合中央金庫）

【補給金額】

利子補給対象期間に支払った利子の全額

対象融資限度額：3,000 万円

対象融資利率：1.36%（日本政策金融公庫の災害貸付最高利率）

対象期間：運転資金 7 年

設備資金 10 年

【提出書類】

毎年 1 月から 12 月末までに支払われた利息分を確認できる資料を添えて、翌年 1 月下旬頃から申請を受け付ける予定です。

【問い合わせ先】

西予市役所 経済振興課 0894-62-6408